

豊橋市都市交通計画の策定に向けて

1. 豊橋市都市交通計画の趣旨

- 平成28年に豊橋市都市交通計画2016-2025を策定し、「多様な交通手段を誰もが使え、過度に自家用車に頼ることなく生活・交流ができる都市交通体系の構築」を基本理念として、公共交通・自家用車・自転車・徒歩という都市交通を網羅した体系的な施策推進を図ってきた。
- 令和7年度で計画期間満了を迎える中、引き続き本市の都市交通のあり方を示し、今後の社会情勢に即した取組を推進するために策定するもの。

2. 計画の位置づけ

- 第6次豊橋市総合計画、都市計画マスタープラン2021-2030、豊橋市立地適正化計画の上位計画を踏まえ、豊橋市の目指すべき都市の将来像を実現するため、概ね10年後の将来交通体系として目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けた具体的な取組を示すもの。
- 豊橋市都市交通計画の計画期間は、令和8~17年度の10年間とする。
- 本計画は、「都市・地域総合交通戦略」と「地域公共交通計画」を連携させた計画とする。

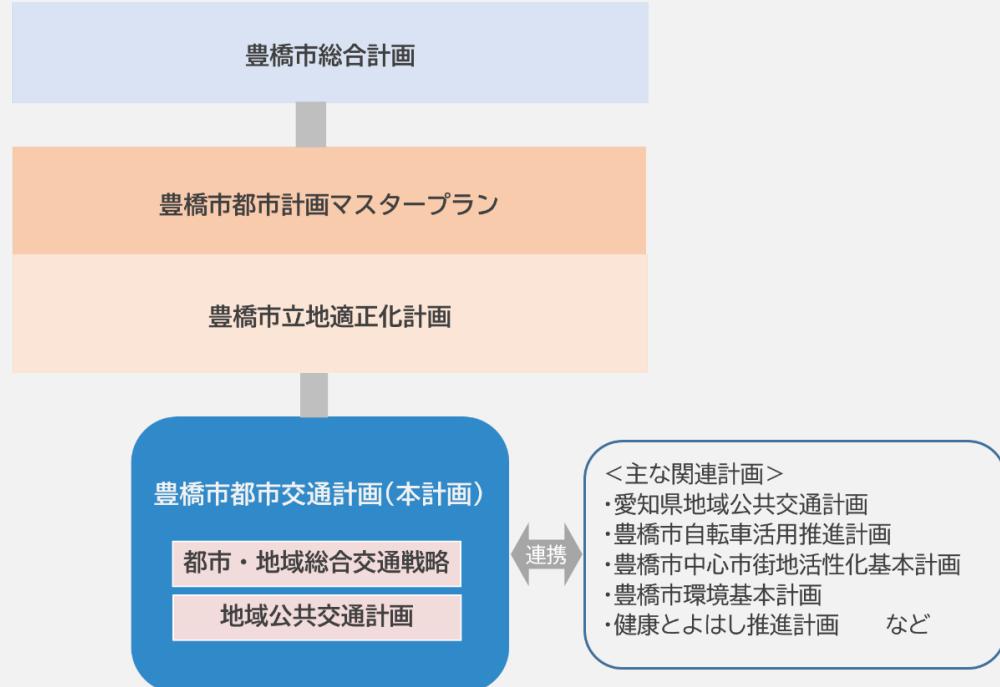


図1 計画の位置づけ

■ 「都市・地域総合交通戦略」とは

都市・地域総合交通戦略は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。

出典：都市・地域総合交通戦略のすすめ、令和4年5月改定(都市局)

■ 「地域公共交通計画」とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していくものです。

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（理念編）
令和5年10月改定(運輸局)

3. 計画策定の流れ

- 本計画は、令和6年度から令和8年3月までの約2か年で策定し、令和8年4月に公表していくものである。
- 令和6年度では、豊橋市の交通を取り巻く状況の把握と現行計画の評価を行い、豊橋市の都市交通課題を抽出した。また、都市交通課題から本市の目指すべき都市の将来像や都市交通体系を実現するために基本方針と目標を定めた。



4. 今回の検討委員会の検討内容

- 第4回の検討委員会では、抽出された課題から設定した基本方針及び目標に係る評価指標の検討と指標を達成するための具体施策についての検討を行った。
- ＜第4回検討委員会で挙がった主な意見＞
- ・評価指標の再考
 - ・別冊資料編の作成
 - ・用語集の作成

- 今回の検討委員会では、前回の検討委員会で挙がった意見の対応と、具体事業のスケジュールや計画全体の進行管理について検討する。

- 今回の検討委員会で挙がった意見を反映し、計画書(案)として建設消防委員会に示していく。

【計画全体の評価】

公共交通・自転車・歩行の分担率

【評価指標A】

地域公共交通の1日当たりの利用者数

【評価指標B】

公共交通による人口カバー率

【評価指標C】

歩いて暮らせるまち区域の人口

【評価指標D】

まちなかへお出かけする際の公共交通・自転車・歩行の選択率

【評価指標E】

公共交通を支え育もうと思う人の割合

【評価指標F】

市内交通事故における人身事故件数

図2 再考した評価指標

5. 今後のスケジュール

- 令和7年11月19日：第5回豊橋市都市交通計画検討委員会(今回)
- 令和8年1月中旬：建設消防委員会
- 令和8年2月：パブリックコメント
- 令和8年4月：公表